

資料編

大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査

資料 1 調査票 . . . P1～P6

資料 2 調査結果（抄）

※20 以上の回答があったもの . . . P7～P11

資料 3 調査結果（全体版） . . . P12～P26

アルバイト経験のある学生への労働条件に関する意識調査

(対象：大学生・短大生・専門学校生)

問 1 あなたが経験したアルバイトの業種は何ですか。複数経験している場合は、三つまで選択可能です。

- 販 売 スーパーマーケット コンビニエンスストア デパート アパレル
パン屋 洋菓子店 弁当屋 ガソリンスタンド 本屋
新聞配達 試食販売 その他販売 ()
- ホテル ホテル・旅館 結婚式場 (ホテル内を含む)
- 飲 食 居酒屋 ファーストフード ファミリーレストラン カフェ
デリバリー店 寿司屋
上記以外のチェーンの飲食店 上記以外の個人経営の飲食店
その他飲食 ()
- 美容 美容院・美容院 エステサロン ネイルサロン
その他理容 ()
- 娯 楽 アミューズメント関係 パチンコ・スロット カラオケボックス
漫画喫茶 (ネットカフェ) ビデオレンタル ゲームセンター
その他娯楽 ()
- 警備・倉庫 警備 倉庫
- 教 育 学習塾 (個別指導) 学習塾 (集団指導) 学習塾 (個別 + 集団指導)
家庭教師 試験監督 その他教育 ()
- 通信・IT インターネット関連 電話 (コールセンター含)
ソフトウェア開発 その他通信・IT ()
- 医療・介護・保育 医療機関 介護施設 保育
- 建 設 建築・土木 測量
その他建設 ()
- 製 造 食料品 自動車関連 その他製造 ()
- 配送・引越 配送 引越 郵便局
- イベント イベント会社
- 官公署 国の機関 自治体の機関 その他 ()
 その他 ()

問 2 問 1 で回答したアルバイトの仕事内容を教えてください。(複数回答可)

- 販 売 販売 事務 レジ 配達 コールセンター バックヤード

- ティッシュ・チラシ配り その他（ ）
- ホテル 受付 清掃 配膳 調理 プランナー
その他（ ）
- 飲 食 ホール 調理 レジ・注文 配達 ティッシュ・チラシ配り
その他（ ）
- 娯 楽 カウンター・ホール 調理 レジ ティッシュ・チラシ配り
その他（ ）
- 警備・倉庫 警備 交通整理 倉庫作業 事務
その他（ ）
- 教 育 講師 事務 その他（ ）
- 通信・IT コールセンター 受付窓口 ソフトウェア開発・プログラム
事務 その他（ ）
- 医療・介護・保育 医療事務 その他事務 介護 保育 調理 清掃
その他（ ）
- 建 設 建設作業 事務 その他（ ）
- 製 造 工場作業 倉庫作業 事務 その他（ ）
- 配送・引越 受付 配達 引越作業 運転 事務 その他（ ）
- イベント 企画 イベントスタッフ イベント設営 その他（ ）
- 官公署 事務補助 仕分け 配達
 その他（ ）

問3 最初にアルバイトを始めたのはいつですか。

- 高校在学時から
- 高校を卒業してすぐの3月
- 大学・専門学校等1年生の4月
- 大学・専門学校等1年生のゴールデンウィーク
- 大学・専門学校等1年生の5月（ゴールデンウィーク後）
- 大学・専門学校等1年生の6月から7月（夏休み前）
- 大学・専門学校等1年生の夏休み
- 大学・専門学校等1年生の9月から12月
- 大学・専門学校等1年生の1月から3月
- 大学・専門学校等2年生以降（具体的に）（ ）

問4 労働基準法では、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とされておりますが、あなたがアルバイト

をする際、労働条件はどのように知りましたか。

※問1で選択した業種ごとに選択できるようにしてください

- 1 働く前に具体的な説明はなかった（求人情報のみを含む）
- 2 働く前に口頭で知らされた（労働条件が記載された書面はなかった）
- 3 働く前に会社から労働条件が記載された書面を見せられ、知らされた（書面は
見せてもらったが持ち帰ることはできなかった）
- 4 働く前に会社から労働条件が記載された書面を渡され、知らされた（書面を持
ち帰ることができた）

問5 （問4で□2～4（働く前に労働条件を知らされた）と回答した方にお聞きします）

労働基準法では、使用者は労働契約の締結時に労働者に対し、以下の内容を書面で交付することとされており、あなたがアルバイトを始める前に具体的に明示された労働条件の内容は何ですか。（複数回答可）

※問1で選択した業種ごとに選択できるようにしてください

- 覚えていない
- 以下の項目①～⑪すべて明示された
- 以下の項目①～⑪の一部のみ明示された（明示された項目にチェックしてください）
 - ①契約期間
 - ②勤務場所・業務内容
 - ③始業（仕事を始める）時刻、終業（仕事が終わる）時刻
 - ④休憩時間
 - ⑤所定時間を超える労働（残業）の有無
 - ⑥勤務する日（例えば、毎週○曜日や週何日でシフト表によるなど）
 - ⑦年次有給休暇の日数（有無を含む）
 - ⑧賃金額（アルバイト代の単価）
 - ⑨賃金の締日及び支払日
 - ⑩賃金の支払方法（振込か現金払いなど）
 - ⑪退職に関する事項（自己都合退職の手続き、解雇事由等）

問6 普段、実際に働いている時間について、該当部分にチェックしてください。

（複数のアルバイトを同時に掛け持ちしている場合には合計を記載。休憩は除く。）

・勤務をする日とその日の労働時間

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

3時間未満	<input type="checkbox"/>						
3～6時間未満	<input type="checkbox"/>						
6～8時間未満	<input type="checkbox"/>						
8～10時間未満	<input type="checkbox"/>						
10時間超	<input type="checkbox"/>						

・深夜時間帯（22時から5時）の有無 有 無

問7 アルバイトをしていて、労働条件などに関して次のようなことはありましたか。（複数回答可）

※問1で選択した業種ごとに選択できるようにしてください

- 採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた
- 採用時に合意した以上のシフトを入れられた
- 一方的に急なシフト変更を命じられた
- 一方的にシフトを削られた
- 実際に働いた時間の管理がされていない（例えばタイムカードに打刻した後に働かされたなど）
- 賃金が支払われなかった（全額 残業分 その他（ ））
- 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった
- 時間外労働や休日労働、深夜労働について、割増賃金が支払われなかった
- 賃金が所定支払日に支払われなかった
- 賃金から一方的に罰金を徴収された
- 賃金が一方的に引き下げられた
- 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった
- 契約更新があると言われていたが労働契約の更新がなかった
- 仕事上のけがの治療費を自己負担させられた
- 商品やサービスの買い取りを強要された
- 給与明細書がもらえなかった
- 暴力や嫌がらせを受けた
- 退職を申し出ても（勤務先の都合を理由に）退職させてもらえなかった
- 会社の都合で一方的に解雇された
- その他（ ）
- 労働条件上の不当な扱いはなかった

問8 アルバイトによって、学業に支障が出た経験がありますか。ある場合は、具体的に状況を記載してください。

- ない
- ある
- ()

問9 労働条件などに関して困ったことがあった場合、どうしましたか。(どうしますか。)
(複数回答可)

- 知人・友人に相談した
- 学校や職場の先輩に相談した
- 家族に相談した
- 大学に相談した
- 同僚に相談した
- 専門の相談窓口相談した
- (労働基準監督署等 労働条件相談ホットライン(※) 自治体
その他())

※ 厚生労働省の委託事業で行っている、平日夜間・休日に労働基準法などに関して無料で相談を受け付ける相談窓口

- インターネットで調べた
- 自分で会社との話し合いの機会を持った
- そのアルバイトを辞めた
- 何もしなかった
- その他()

問10 法律で決められている労働条件に関して、知っていることは何ですか。(複数回答可)

- 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある
- アルバイトでも、一定の条件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある
- アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある
- アルバイトでも、時間外労働(1日8時間を超えた場合など)や深夜労働(午後10時から午前5時)には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある
- アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払われなければならない
- 都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない
- 事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない。

- アルバイト代を事業主が一方的に引き下げることができない
- アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定（「36（さぶろく）協定」）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない
- 事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に 30 日以上前に予告するか、解雇予告手当（平均賃金の 30 日分以上）を払わなければならない
- アルバイトでも、仕事によるけがは、労災保険を使う必要がある
- アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる
- 何も知らない

問 11 法律で決められている労働条件に関して、学生にどのように周知すれば効果的だと思いますか。周知の方法として有用であると思うものを記載してください。

()

問 12 アルバイトの労働条件や学業との両立に関して意見があれば、記載してください。

()

※資料2の調査結果は、20以上の回答があったものを抽出して記載しているもの
 全体の結果は、資料3として添付しているもの

問1 あなたが経験したアルバイトの業種は何ですか。
 複数経験している場合は、三つまで選択してください。

	人	%
(販売)スーパーマーケット	114	11.4
(販売)コンビニエンスストア	155	15.5
(販売)デパート	22	2.2
(販売)アパレル	38	3.8
(販売)パン屋	28	2.8
(販売)洋菓子店	39	3.9
(販売)試食販売	26	2.6
(販売)その他販売	77	7.7
(ホテル)ホテル・旅館	35	3.5
(ホテル)結婚式場(ホテル内を含む)	36	3.6
(飲食)居酒屋	113	11.3
(飲食)ファーストフード	75	7.5
(飲食)ファミリーレストラン	62	6.2
(飲食)カフェ	61	6.1
(飲食)寿司屋	28	2.8
(飲食)上記以外のチェーンの飲食店	105	10.5
(飲食)上記以外の個人経営の飲食店	74	7.4
(娯楽)アミューズメント関係	24	2.4
(警備・倉庫)倉庫	22	2.2
(教育)学習塾(個別指導)	145	14.5
(教育)学習塾(集団指導)	33	3.3
(教育)学習塾(個別+集団指導)	36	3.6
(教育)家庭教師	91	9.1
(教育)試験監督	67	6.7
(教育)その他教育	35	3.5
(医療・介護・保育)医療機関	23	2.3
(イベント)イベント会社	81	8.1
その他	59	5.9

問4 労働基準法では、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とされておりませんが、あなたがアルバイトをする際、労働条件はどのように知りましたか。

	n	(働く前に具体的な説明はなかった)	(労働条件が記載された書面はなかった)	(労働条件が記載された書面は見せられなかった)	(労働条件が記載された書面を持ってきた)
(販売)スーパーマーケット	114 100.0	21 18.4	13 11.4	20 17.5	60 52.6
(販売)コンビニエンスストア	155 100.0	35 22.6	34 21.9	35 22.6	51 32.9
(販売)デパート	22 100.0	4 18.2	5 22.7	3 13.6	10 45.5
(販売)アパレル	38 100.0	6 15.8	8 21.1	4 10.5	20 52.6
(販売)パン屋	28 100.0	5 17.9	7 25.0	5 17.9	11 39.3
(販売)洋菓子店	39 100.0	8 20.5	10 25.6	6 15.4	15 38.5
(販売)試食販売	26 100.0	2 7.7	5 19.2	7 26.9	12 46.2
(販売)その他販売	77 100.0	11 14.3	21 27.3	14 18.2	31 40.3
(ホテル)ホテル・旅館	35 100.0	7 20.0	5 14.3	4 11.4	19 54.3
(ホテル)結婚式場(ホテル内を含む)	36 100.0	10 27.8	4 11.1	2 5.6	20 55.6
(飲食)居酒屋	113 100.0	37 32.7	37 32.7	16 14.2	23 20.4
(飲食)ファーストフード	75 100.0	15 20.0	10 13.3	15 20.0	35 46.7
(飲食)ファミリーレストラン	62 100.0	11 17.7	9 14.5	21 33.9	21 33.9
(飲食)カフェ	61 100.0	12 19.7	20 32.8	12 19.7	17 27.9
(飲食)寿司屋	28 100.0	2 7.1	8 28.6	9 32.1	9 32.1

問5 労働基準法では、使用者は労働契約の締結時に労働者に対し、以下の内容を書面で交付することとされておりますが、あなたがアルバイトを始める前に具体的に明示された労働条件の内容は何ですか。

	n	契約期間	勤務場所・業務内容	(始業(仕事が始まる)時刻、終業(仕事が終わる)時刻)	休憩時間	有無	所定時間を超える労働(残業)の	や勤務する日(例えば、毎週○曜日)	む	年次有給休暇の日数(有無を含む)	賃金額(アルバイト代の単価)	賃金の締日及び支払日	賃金の支払方法(振込か現金払いなど)	退職に関する事項(自己都合退職の手続き、解雇事由等)	覚えていない
(販売)スーパーマーケット	93 100.0	70 75.3	85 91.4	73 78.5	55 59.1	47 50.5	77 82.8	34 36.6	82 88.2	74 79.6	76 81.7	36 38.7	3 3.2		
(販売)コンビニエンスストア	120 100.0	43 35.8	91 75.8	63 52.5	52 43.3	34 28.3	75 62.5	13 10.8	86 71.7	78 65.0	80 66.7	26 21.7	12 10.0		
(販売)アパレル	32 100.0	23 71.9	28 87.5	21 65.6	20 62.5	18 56.3	23 71.9	13 40.6	26 81.3	24 75.0	24 75.0	14 43.8	0 0.0		
(販売)パン屋	23 100.0	10 43.5	17 73.9	17 73.9	11 47.8	9 39.1	15 65.2	7 30.4	18 78.3	13 56.5	15 65.2	7 30.4	2 8.7		
(販売)洋菓子店	31 100.0	14 45.2	25 80.6	23 74.2	18 58.1	12 38.7	21 67.7	7 22.6	26 83.9	21 67.7	24 77.4	4 12.9	2 6.5		
(販売)試食販売	24 100.0	11 45.8	17 70.8	16 66.7	15 62.5	13 54.2	13 54.2	1 4.2	16 66.7	18 75.0	19 79.2	0 0.0	2 8.3		
(販売)その他販売()	66 100.0	38 57.6	54 81.8	48 72.7	38 57.6	35 53.0	47 71.2	21 31.8	53 80.3	51 77.3	54 81.8	24 36.4	4 6.1		
(ホテル)ホテル・旅館	28 100.0	13 46.4	26 92.9	19 67.9	17 60.7	18 64.3	20 71.4	5 17.9	25 89.3	25 89.3	25 89.3	9 32.1	0 0.0		
(ホテル)結婚式場(ホテル内を含む)	26 100.0	10 38.5	21 80.8	12 46.2	15 57.7	12 46.2	13 50.0	4 15.4	20 76.9	19 73.1	20 76.9	7 26.9	3 11.5		
(飲食)居酒屋	76 100.0	29 38.2	55 72.4	40 52.6	25 32.9	18 23.7	48 63.2	3 3.9	58 76.3	45 59.2	48 63.2	13 17.1	8 10.5		
(飲食)ファーストフード	60 100.0	30 50.0	50 83.3	35 58.3	36 60.0	15 25.0	40 66.7	9 15.0	49 81.7	46 76.7	46 76.7	21 35.0	3 5.0		
(飲食)ファミリーレストラン	51 100.0	25 49.0	40 78.4	21 41.2	21 41.2	20 39.2	34 66.7	6 11.8	39 76.5	34 66.7	37 72.5	9 17.6	4 7.8		
(飲食)カフェ	49 100.0	21 42.9	37 75.5	26 53.1	27 55.1	17 34.7	32 65.3	11 22.4	31 63.3	29 59.2	29 59.2	10 20.4	4 8.2		
(飲食)寿司屋	26 100.0	11 42.3	17 65.4	15 57.7	13 50.0	6 23.1	16 61.5	2 7.7	18 69.2	19 73.1	18 69.2	6 23.1	3 11.5		
(飲食)上記以外のチェーンの飲食店	83 100.0	33 39.8	68 81.9	40 48.2	39 47.0	30 36.1	60 72.3	14 16.9	66 79.5	53 63.9	61 73.5	20 24.1	9 10.8		
(飲食)上記以外の個人経営の飲食店	51 100.0	14 27.5	38 74.5	27 52.9	19 37.3	10 19.6	29 56.9	4 7.8	38 74.5	29 56.9	34 66.7	10 19.6	5 9.8		
(娯楽)アミューズメント関係	22 100.0	14 63.6	18 81.8	14 63.6	11 50.0	10 45.5	13 59.1	6 27.3	16 72.7	11 50.0	13 59.1	8 36.4	2 9.1		
(教育)学習塾(個別指導)	127 100.0	67 52.8	102 80.3	77 60.6	53 41.7	46 36.2	79 62.2	19 15.0	97 76.4	87 68.5	91 71.7	37 29.1	11 8.7		
(教育)学習塾(集団指導)	28 100.0	16 57.1	25 89.3	18 64.3	13 46.4	11 39.3	20 71.4	5 17.9	21 75.0	17 60.7	20 71.4	11 39.3	2 7.1		
(教育)学習塾(個別+集団指導)	30 100.0	16 53.3	25 83.3	17 56.7	12 40.0	9 30.0	18 60.0	5 16.7	26 86.7	22 73.3	21 70.0	8 26.7	1 3.3		
(教育)家庭教師	72 100.0	37 51.4	58 80.6	48 66.7	21 29.2	21 29.2	48 66.7	12 16.7	58 80.6	49 68.1	54 75.0	26 36.1	4 5.6		
(教育)試験監督	53 100.0	26 49.1	40 75.5	28 52.8	26 49.1	19 35.8	18 34.0	1 1.9	39 73.6	32 60.4	37 69.8	9 17.0	6 11.3		
(教育)その他教育()	27 100.0	10 37.0	21 77.8	16 59.3	11 40.7	9 33.3	17 63.0	4 14.8	21 77.8	15 55.6	18 66.7	5 18.5	3 11.1		
(イベント)イベント会社	69 100.0	31 44.9	45 65.2	33 47.8	27 39.1	28 40.6	36 52.2	3 4.3	51 73.9	43 62.3	42 60.9	16 23.2	4 5.8		
その他()	56 100.0	32 57.1	45 80.4	38 67.9	30 57.1	24 42.9	39 69.6	11 19.6	45 80.4	40 71.4	39 69.6	16 28.6	4 7.1		

問7 あなたはアルバイトをしていて、労働条件などに関して次のようなことはありましたか。Q1で選択した「Q1で回答した選択肢」について教えてください。

	n	採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた	採用時に合意した以上のシフトを入れた	一方的に急なシフト変更を命じられた	一方的にシフトを削られた	実際に働いた時間の管理がされど、打刻した後に働かされたなど	賃金が支払われなかった(全額)	賃金が支払われなかった(残業分)	賃金が支払われなかった(その他)	準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった	時間外労働や休日労働、深夜労働などについて、割増賃金が支払われなかった	賃金が所定支払日に支払われなかった	賃金から一方的に罰金を徴収された	1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった	契約更新があるとされていたが労働契約の更新がなかった	仕事上のけがの治療費を自己負担させられた	商品やサービスの買い取りを強要された	給与明細書がもらえなかった	暴力や嫌がらせを受けた	賃金が一方的に引き下げられた	退職を申し出ても(勤務先の都合を理由に)退職させてもらえなかった	会社の都合で一方的に解雇された	その他1()	その他2()	労働条件上の不当な扱いはなかった
(販売)スーパーマーケット	114	21	21	19	10	4	0	0	1	6	2	1	1	4	0	0	1	5	2	0	4	1	1	0	58
(販売)コンビニエンスストア	155	23	35	39	19	14	4	11	0	26	10	3	3	18	1	3	18	13	5	1	4	2	1	0	65
(販売)デパート	22	5	4	3	2	2	0	1	0	4	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	12
(販売)アパレル	38	5	6	3	5	3	1	1	0	4	0	1	0	3	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	20
(販売)パン屋	28	5	3	1	2	1	0	1	0	2	2	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
(販売)洋菓子店	39	10	6	7	8	6	3	3	1	5	1	3	2	7	1	0	0	1	2	0	2	0	0	0	18
(販売)試食販売	26	1	2	0	1	2	0	1	0	3	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	15
(販売)その他販売()	77	10	12	7	7	4	0	0	1	9	2	0	0	8	0	0	0	5	2	0	2	1	2	0	41
(ホテル)ホテル・旅館	35	6	6	10	7	1	0	1	0	3	0	0	0	5	0	2	0	2	2	0	1	0	0	0	19
(ホテル)結婚式場(ホテル内を)	36	5	6	10	7	2	1	3	0	5	3	1	1	7	1	2	1	7	2	1	0	0	1	0	19
(飲食)居酒屋	113	23	20	24	23	13	2	11	0	18	8	2	5	24	1	1	3	14	6	2	6	1	0	0	47
(飲食)ファーストフード	75	16	21	20	21	10	1	5	0	12	0	0	0	4	5	5	2	8	4	2	8	1	0	0	25
(飲食)ファミリーレストラン	62	7	18	11	13	7	0	3	1	5	1	1	0	5	2	2	2	2	1	0	6	0	0	0	27
(飲食)カフェ	61	1	12	8	17	3	1	3	0	8	4	1	0	6	0	1	1	4	2	0	1	0	2	0	30
(飲食)寿司屋	28	4	7	8	4	1	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	1	3	0	0	1	0	0	0	9
(飲食)上記以外のチェーンの飲食店	105	14	22	19	18	8	1	5	0	11	5	0	0	12	5	1	2	10	7	1	2	2	1	0	45
(飲食)上記以外の個人経営の飲食店	74	10	12	19	8	6	2	4	1	10	10	1	3	12	1	1	2	10	4	4	7	2	0	0	32
(娯楽)アミューズメント関係	24	5	5	4	1	0	0	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	13
(警備・倉庫)倉庫	22	3	2	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	14
(教育)学習塾(個別指導)	145	21	16	26	18	19	1	16	1	51	20	5	1	8	1	1	0	15	1	2	4	2	2	1	59
(教育)学習塾(集団指導)	33	5	3	3	2	4	2	4	0	8	5	1	1	0	0	0	0	3	0	0	1	1	0	0	19
(教育)学習塾(個別+集団指導)	36	9	5	9	1	2	0	6	0	14	3	1	0	3	2	1	0	3	2	1	3	1	0	0	15
(教育)家庭教師	91	3	4	2	1	4	1	3	2	10	4	5	1	1	0	0	0	13	0	0	1	0	2	0	63
(教育)試験監督	67	1	3	3	1	2	0	3	0	7	5	0	0	1	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	51
(教育)その他教育()	35	3	2	1	3	1	1	0	0	2	3	1	0	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1	24
(医療・介護・保育)医療機関	23	2	1	0	0	2	0	1	0	3	1	0	0	4	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	16
(イベント)イベント会社	81	4	3	5	6	5	2	3	0	9	2	0	1	7	0	1	0	9	1	0	1	2	0	0	50
その他()	59	6	1	1	0	3	0	4	1	3	2	3	0	2	1	0	0	3	0	0	1	0	0	0	46
	100.0	10.2	1.7	1.7	0.0	5.1	0.0	6.8	1.7	5.1	5.1	0.0	0.0	3.4	1.7	0.0	0.0	5.1	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	78.0

**問1 あなたが経験したアルバイトの業種は何ですか。
複数経験している場合は、三つまで選択してください。**

	全体	-	100.0
1	(販売)スーパーマーケット	114	11.4
2	(販売)コンビニエンスストア	155	15.5
3	(販売)デパート	22	2.2
4	(販売)アパレル	38	3.8
5	(販売)パン屋	28	2.8
6	(販売)洋菓子店	39	3.9
7	(販売)弁当屋	14	1.4
8	(販売)ガソリンスタンド	16	1.6
9	(販売)本屋	13	1.3
10	(販売)新聞配達	6	0.6
11	(販売)試食販売	26	2.6
12	(販売)その他販売	77	7.7
13	(ホテル)ホテル・旅館	35	3.5
14	(ホテル)結婚式場(ホテル内を含む)	36	3.6
15	(飲食)居酒屋	113	11.3
16	(飲食)ファーストフード	75	7.5
17	(飲食)ファミリーレストラン	62	6.2
18	(飲食)カフェ	61	6.1
19	(飲食)デリバリー店	9	0.9
20	(飲食)寿司屋	28	2.8
21	(飲食)上記以外のチェーンの飲食店	105	10.5
22	(飲食)上記以外の個人経営の飲食店	74	7.4
23	(飲食)その他飲食	9	0.9
24	(美容)美容院・美容院	0	0.0
25	(美容)エステサロン	2	0.2
26	(美容)ネイルサロン	0	0.0
27	(美容)その他理容	0	0.0
28	(娯楽)アミューズメント関係	24	2.4
29	(娯楽)パチンコ・スロット	3	0.3
30	(娯楽)カラオケボックス	17	1.7
31	(娯楽)漫画喫茶(ネットカフェ)	6	0.6
32	(娯楽)ビデオレンタル	7	0.7
33	(娯楽)ゲームセンター	3	0.3
34	(娯楽)その他娯楽	14	1.4
35	(警備・倉庫)警備	10	1.0
36	(警備・倉庫)倉庫	22	2.2
37	(教育)学習塾(個別指導)	145	14.5
38	(教育)学習塾(集団指導)	33	3.3
39	(教育)学習塾(個別+集団指導)	36	3.6
40	(教育)家庭教師	91	9.1
41	(教育)試験監督	67	6.7

**問1 あなたが経験したアルバイトの業種は何ですか。
複数経験している場合は、三つまで選択してください。**

42	(教育)その他教育	35	3.5
43	(通信・IT)インターネット関連	13	1.3
44	(通信・IT)電話(コールセンター含)	16	1.6
45	(通信・IT)ソフトウェア開発	2	0.2
46	(通信・IT)その他通信・IT	1	0.1
47	(医療・介護・保育)医療機関	23	2.3
48	(医療・介護・保育)介護施設	5	0.5
49	(医療・介護・保育)保育	8	0.8
50	(建設)建築・土木	3	0.3
51	(建設)測量	0	0.0
52	(建設)その他建設()	0	0.0
53	(製造)食料品	19	1.9
54	(製造)自動車関連	6	0.6
55	(製造)その他製造()	7	0.7
56	(配送・引越)配送	11	1.1
57	(配送・引越)引越	11	1.1
58	(配送・引越)郵便局	15	1.5
59	(イベント)イベント会社	81	8.1
60	(官公署)国の機関	1	0.1
61	(官公署)自治体の機関	8	0.8
62	(官公署)その他	2	0.2
63	その他	59	5.9

問2 業務は何ですか。(業種ごとに、複数選択可)

【販売】

	人	%
全体	472	100.0
1 販売	329	69.7
2 事務	84	17.8
3 レジ	371	78.6
4 配達	15	3.2
5 コールセンター	17	3.6
6 バックヤード	181	38.3
7 ティッシュ・チラシ配り	16	3.4
8 その他	19	4.0

【ホテル】

	人	%
全体	63	100.0
1 受付	9	14.3
2 清掃	19	30.2
3 配膳	51	81.0
4 調理	5	7.9
5 プランナー	1	1.6
6 その他	4	6.3

【飲食】

	人	%
全体	456	100.0
1 ホール	360	78.9
2 調理	237	52.0
3 レジ・注文	297	65.1
4 配達	18	3.9
5 ティッシュ・チラシ配り	31	6.8
6 その他()	6	1.3

【美容】

	人	%
全体	2	100.0
1 アシスタント	1	50.0
2 事務	0	0.0
3 その他()	1	50.0

【娯楽】

	人	%
全体	71	100.0
1 カウンター・ホール	49	69.0
2 調理	21	29.6
3 レジ	34	47.9
4 ティッシュ・チラシ配り	7	9.9
5 その他()	14	19.7

【警備・倉庫】

	人	%
全体	32	100.0
1 警備	8	25.0
2 交通整理	4	12.5
3 倉庫作業	25	78.1
4 事務	3	9.4
5 その他()	0	0.0

【教育】

	人	%
全体	322	100.0
1 講師	267	82.9
2 事務	67	20.8
3 その他()	30	9.3

【通信・IT】

	人	%
全体	31	100.0
1 コールセンター	14	45.2
2 受付窓口	5	16.1
3 ソフトウェア開発・プログラム	3	9.7
4 事務	8	25.8
5 その他()	5	16.1

問2 業務は何ですか。(業種ごとに、複数選択可)

【医療・介護・保育】

	人	%
全体	35	100.0
1 医療事務	13	37.1
2 その他事務	7	20.0
3 介護	8	22.9
4 保育	9	25.7
5 調理	1	2.9
6 清掃	6	17.1
7 その他()	7	20.0

【建設】

	人	%
全体	3	100.0
1 建設作業	2	66.7
2 事務	1	33.3
3 その他()	0	0.0

【製造】

	人	%
全体	32	100.0
1 工場作業	21	65.6
2 倉庫作業	8	25.0
3 事務	3	9.4
4 その他()	5	15.6

【配送・引越】

	人	%
全体	37	100.0
1 受付	2	5.4
2 配達	16	43.2
3 引越作業	11	29.7
4 運転	1	2.7
5 事務	7	18.9
6 その他()	7	18.9

【イベント】

	人	%
全体	81	100.0
1 企画	1	1.2
2 イベントスタッフ	74	91.4
3 イベント設営	31	38.3
4 その他()	3	3.7

【官公署】

	人	%
全体	11	100.0
1 事務補助	7	63.6
2 仕分け	0	0.0
3 配達	0	0.0
4 その他()	4	36.4

問3 あなたが最初にアルバイトを始めたのはいつですか。

	人	%
全体	1000	100.0
1 高校在学時から	209	20.9
2 高校を卒業してすぐの3月	115	11.5
3 大学・専門学校等1年生の4月	147	14.7
4 大学・専門学校等1年生のゴールデンウィーク	57	5.7
5 大学・専門学校等1年生の5月(ゴールデンウィーク後)	67	6.7
6 大学・専門学校等1年生の6月から7月(夏休み前)	95	9.5
7 大学・専門学校等1年生の夏休み	64	6.4
8 大学・専門学校等1年生の9月から12月	116	11.6
9 大学・専門学校等1年生の1月から3月	57	5.7
10 大学・専門学校等2年生以降	73	7.3

問4 労働基準法では、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とされておりますが、あなたがアルバイトをする際、労働条件はどのように知りましたか。

	n	人情く報の前に具体的なものを含む)	が働く前に口頭で知らされた(労働条件)	きなはた働働持働働 見書くち書く書 なせ面前前前前 かせてをにににに つてもを会会会会 たもを見せ社社社社 た)えらからからから (えられららららら が、労働労働労働労働 持ち知ら条件条件条件 ちらされたたたた 帰るたがががが こと(書載載載載 は面れれれれ	809
	1961	374	432	346	809
	100.0	19.1%	22.0%	17.6%	41.3%
1.(販売)スーパーマーケット	114	21	13	20	60
	100.0	18.4	11.4	17.5	52.6
2.(販売)コンビニエンスストア	155	35	34	35	51
	100.0	22.6	21.9	22.6	32.9
3.(販売)デパート	22	4	5	3	10
	100.0	18.2	22.7	13.6	45.5
4.(販売)アパレル	38	6	8	4	20
	100.0	15.8	21.1	10.5	52.6
5.(販売)パン屋	28	5	7	5	11
	100.0	17.9	25.0	17.9	39.3
6.(販売)洋菓子店	39	8	10	6	15
	100.0	20.5	25.6	15.4	38.5
7.(販売)弁当屋	14	3	2	2	7
	100.0	21.4	14.3	14.3	50.0
8.(販売)ガソリンスタンド	16	3	4	2	7
	100.0	18.8	25.0	12.5	43.8
9.(販売)本屋	13	2	3	3	5
	100.0	15.4	23.1	23.1	38.5
10.(販売)新聞配達	6	0	2	1	3
	100.0	0.0	33.3	16.7	50.0
11.(販売)試食販売	26	2	5	7	12
	100.0	7.7	19.2	26.9	46.2
12.(販売)その他販売	77	11	21	14	31
	100.0	14.3	27.3	18.2	40.3
13.(ホテル)ホテル・旅館	35	7	5	4	19
	100.0	20.0	14.3	11.4	54.3
14.(ホテル)結婚式場(ホテル内を含む)	36	10	4	2	20
	100.0	27.8	11.1	5.6	55.6
15.(飲食)居酒屋	113	37	37	16	23
	100.0	32.7	32.7	14.2	20.4
16.(飲食)ファーストフード	75	15	10	15	35
	100.0	20.0	13.3	20.0	46.7
17.(飲食)ファミリーレストラン	62	11	9	21	21
	100.0	17.7	14.5	33.9	33.9
18.(飲食)カフェ	61	12	20	12	17
	100.0	19.7	32.8	19.7	27.9
19.(飲食)デリバリー店	9	1	2	0	6
	100.0	11.1	22.2	0.0	66.7
20.(飲食)寿司屋	28	2	8	9	9
	100.0	7.1	28.6	32.1	32.1
21.(飲食)上記以外のチェーンの飲食店	105	22	23	27	33
	100.0	21.0	21.9	25.7	31.4
22.(飲食)上記以外の個人経営の飲食店	74	23	37	4	10
	100.0	31.1	50.0	5.4	13.5
23.(飲食)その他飲食	9	3	4	2	0
	100.0	33.3	44.4	22.2	0.0

問4 労働基準法では、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とされておりますが、あなたがアルバイトをする際、労働条件はどのように知りましたか。

	n	人 情 報 の 具 体 的 な 説 明 は な か っ た (求 職 書 に 書 き な か っ た)	働 き の 内 容 が 書 き な か っ た (求 職 書 に 書 き な か っ た)	働 き の 内 容 が 書 き な か っ た (求 職 書 に 書 き な か っ た)	働 き の 内 容 が 書 き な か っ た (求 職 書 に 書 き な か っ た)
24.(美容)美容院・美容院	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
25.(美容)エステサロン	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
26.(美容)ネイルサロン	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
27.(美容)その他美容	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
28.(娯楽)アミューズメント関係	24 100.0	2 8.3	6 25.0	6 25.0	10 41.7
29.(娯楽)パチンコ・スロット	3 100.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7
30.(娯楽)カラオケボックス	17 100.0	5 29.4	3 17.6	3 17.6	6 35.3
31.(娯楽)漫画喫茶(ネットカフェ)	6 100.0	2 33.3	1 16.7	1 16.7	2 33.3
32.(娯楽)ビデオレンタル	7 100.0	1 14.3	0 0.0	3 42.9	3 42.9
33.(娯楽)ゲームセンター	3 100.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	1 33.3
34.(娯楽)その他娯楽	14 100.0	3 21.4	4 28.6	0 0.0	7 50.0
35.(警備・倉庫)警備	10 100.0	1 10.0	3 30.0	0 0.0	6 60.0
36.(警備・倉庫)倉庫	22 100.0	4 18.2	5 22.7	4 18.2	9 40.9
37.(教育)学習塾(個別指導)	145 100.0	18 12.4	22 15.2	35 24.1	70 48.3
38.(教育)学習塾(集団指導)	33 100.0	5 15.2	9 27.3	3 9.1	16 48.5
39.(教育)学習塾(個別+集団指導)	36 100.0	6 16.7	8 22.2	7 19.4	15 41.7
40.(教育)家庭教師	91 100.0	19 20.9	19 20.9	13 14.3	40 44.0
41.(教育)試験監督	67 100.0	14 20.9	10 14.9	11 16.4	32 47.8
42.(教育)その他教育	35 100.0	8 22.9	10 28.6	5 14.3	12 34.3
43.(通信・IT)インターネット関連	13 100.0	1 7.7	3 23.1	2 15.4	7 53.8
44.(通信・IT)電話(コールセンター含)	16 100.0	0 0.0	0 0.0	4 25.0	12 75.0
45.(通信・IT)ソフトウェア開発	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
46.(通信・IT)その他通信・IT	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
47.(医療・介護・保育)医療機関	23 100.0	8 34.8	5 21.7	2 8.7	8 34.8

問4 労働基準法では、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とされておりますが、あなたがアルバイトをする際、労働条件はどのように知りましたか。

	n	人情く報の前に具体的説明はなかった(求人情報のみを含む)	働く前に口頭で知らされた(労働条件が記載された書面はなかった)	働いた後に会社から知らされた(労働条件が記載された書面を渡された)	働いた後に会社から知らされた(労働条件が記載された書面を渡された)	働いた後に会社から知らされた(労働条件が記載された書面を渡された)
48.(医療・介護・保育)介護施設	5 100.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	3 60.0	
49.(医療・介護・保育)保育	8 100.0	0 0.0	5 62.5	1 12.5	2 25.0	
50.(建設)建築・土木	3 100.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7	
51.(建設)測量	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
52.(建設)その他建設	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
53.(製造)食料品	19 100.0	3 15.8	5 26.3	3 15.8	8 42.1	
54.(製造)自動車関連	6 100.0	2 33.3	1 16.7	0 0.0	3 50.0	
55.(製造)その他製造	7 100.0	1 14.3	3 42.9	0 0.0	3 42.9	
56.(配送・引越)配送	11 100.0	2 18.2	2 18.2	3 27.3	4 36.4	
57.(配送・引越)引越	11 100.0	4 36.4	1 9.1	1 9.1	5 45.5	
58.(配送・引越)郵便局	15 100.0	5 33.3	1 6.7	4 26.7	5 33.3	
59.(イベント)イベント会社	81 100.0	12 14.8	16 19.8	12 14.8	41 50.6	
60.(官公署)国の機関	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	
61.(官公署)自治体の機関	8 100.0	0 0.0	2 25.0	1 12.5	5 62.5	
62.(官公署)その他	2 100.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	
63.その他	59 100.0	3 5.1	12 20.3	5 8.5	39 66.1	

問5 労働基準法では、使用者は労働契約の締結時に労働者に対し、以下の内容を書面で交付することとされていますが、あなたがアルバイトを始める前に具体的に明示された労働条件の内容は何ですか。

	n	契約期間	勤務場所・業務内	時刻(仕事が終わる時刻)	始業(仕事を始める時刻)	休憩時間	無労所定時間(残業)を超える有る	週(毎週)の曜日のシフト表による	勤務する日(例として○は出勤、△はシフト表による)	年次有給休暇の日数(有給を含む)	賃代(アルバイト)の単価	払賃金の締日及び支払日	金(振込)の支払方法	手続(自己退職)の事由	覚えていない												
	1587	788	1262	952	756	593	1014	271	1222	1071	1125	422	125	100.0	49.7%	79.5%	60.0%	47.6%	37.4%	63.9%	17.1%	77.0%	67.5%	70.9%	26.6%	7.9%	
1.(販売)スーパーマーケット	93	70	85	73	55	47	77	34	82	74	76	36	3	100.0	75.3	91.4	78.5	59.1	50.5	82.8	36.6	88.2	79.6	81.7	38.7	3.2	
2.(販売)コンビニエンスストア	120	43	91	63	52	34	75	13	86	78	80	26	12	100.0	35.8	75.8	52.5	43.3	28.3	62.5	10.8	71.7	65.0	66.7	21.7	10.0	
3.(販売)デパート	18	15	17	14	11	11	12	4	15	13	13	6	0	100.0	83.3	94.4	77.8	61.1	61.1	66.7	22.2	83.3	72.2	72.2	33.3	0.0	
4.(販売)アマレ	32	23	28	21	20	18	23	13	26	24	24	14	0	100.0	71.9	87.5	65.6	62.5	56.3	71.9	40.6	81.3	75.0	75.0	43.8	0.0	
5.(販売)パン屋	23	10	17	17	11	9	15	7	18	13	15	7	2	100.0	43.5	73.9	73.9	47.8	39.1	65.2	30.4	78.3	56.5	65.2	30.4	8.7	
6.(販売)洋菓子店	31	14	25	23	18	12	21	7	26	21	24	4	2	100.0	45.2	80.6	74.2	58.1	38.7	67.7	22.6	83.9	67.7	77.4	12.9	6.5	
7.(販売)弁当屋	11	8	10	7	4	6	9	4	10	8	9	3	0	100.0	72.7	90.9	63.6	36.4	54.5	81.8	36.4	90.9	72.7	81.8	27.3	0.0	
8.(販売)ガソリンスタンド	13	3	9	7	7	2	6	0	10	9	6	3	0	100.0	23.1	69.2	53.8	53.8	15.4	46.2	0.0	76.9	69.2	46.2	23.1	0.0	
9.(販売)本屋	11	6	10	8	7	5	9	2	9	8	8	2	0	100.0	54.5	90.9	72.7	63.6	45.5	81.8	18.2	81.8	72.7	72.7	18.2	0.0	
10.(販売)新聞配達	6	2	4	5	1	1	2	2	4	4	4	2	0	100.0	33.3	66.7	83.3	16.7	16.7	33.3	33.3	66.7	66.7	66.7	33.3	0.0	
11.(販売)試食販売	24	11	17	16	15	13	13	1	16	18	19	0	2	100.0	45.8	70.8	66.7	62.5	54.2	54.2	4.2	66.7	75.0	79.2	0.0	8.3	
12.(販売)その他販売(□)	66	38	54	48	38	35	47	21	53	51	54	24	4	100.0	57.6	81.8	72.7	57.6	53.0	71.2	31.8	80.3	77.3	81.8	36.4	6.1	
13.(ホテル)ホテル・旅館	28	13	26	19	17	18	20	5	25	25	25	9	0	100.0	46.4	92.9	67.9	60.7	64.3	71.4	17.9	89.3	89.3	89.3	32.1	0.0	
14.(ホテル)結婚式場(ホテル内を含む)	26	10	21	12	15	12	13	4	20	19	20	7	3	100.0	38.5	80.8	46.2	57.7	46.2	50.0	15.4	76.9	73.1	76.9	26.9	11.5	
15.(飲食)居酒屋	76	29	55	40	25	18	48	3	58	45	48	13	8	100.0	38.2	72.4	52.6	32.9	23.7	63.2	3.9	76.3	59.2	63.2	17.1	10.5	
16.(飲食)ファーストフード	60	30	50	35	36	15	40	9	49	46	46	21	3	100.0	50.0	83.3	58.3	60.0	25.0	66.7	15.0	81.7	76.7	76.7	35.0	5.0	
17.(飲食)ファミリーレストラン	51	25	40	21	21	20	34	6	39	34	37	9	4	100.0	49.0	78.4	41.2	41.2	39.2	66.7	11.8	76.5	66.7	72.5	17.6	7.8	
18.(飲食)カフェ	49	21	37	26	27	17	32	11	31	29	29	10	4	100.0	42.9	75.5	53.1	55.1	34.7	65.3	22.4	63.3	59.2	59.2	20.4	8.2	
19.(飲食)デリバリー店	8	5	8	3	5	5	7	2	6	7	7	4	0	100.0	62.5	100.0	37.5	62.5	62.5	87.5	25.0	75.0	87.5	87.5	50.0	0.0	
20.(飲食)寿司屋	26	11	17	15	13	6	16	2	18	19	18	6	3	100.0	42.3	65.4	57.7	50.0	23.1	61.5	7.7	69.2	73.1	69.2	23.1	11.5	
21.(飲食)上記以外のチェーンの飲食店	83	33	68	40	39	30	60	14	66	53	61	20	9	100.0	39.8	81.9	48.2	47.0	36.1	72.3	16.9	79.5	63.9	73.5	24.1	10.8	
22.(飲食)上記以外の個人経営の飲食店	51	14	38	27	19	10	29	4	38	29	34	10	5	100.0	27.5	74.5	52.9	37.3	19.6	56.9	7.8	74.5	56.9	66.7	19.6	9.8	
23.(飲食)その他飲食(□)	6	0	4	3	2	1	3	0	4	4	2	0	1	100.0	0.0	66.7	50.0	33.3	16.7	50.0	0.0	66.7	66.7	33.3	0.0	16.7	
24.(美容)理容院・美容院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
25.(美容)エステサロン	2	2	2	1	2	1	2	0	2	2	2	2	0	100.0	100.0	100.0	50.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	
26.(美容)ネイルサロン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
27.(美容)その他理容(□)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
28.(娯楽)アミューズメント関係	22	14	18	14	11	10	13	6	16	11	13	8	2	100.0	63.6	81.8	63.6	50.0	45.5	59.1	27.3	72.7	50.0	59.1	36.4	9.1	
29.(娯楽)パチンコ・スロット	3	3	3	3	3	2	3	2	3	3	3	2	0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	66.7	100.0	66.7	100.0	100.0	100.0	66.7	0.0	
30.(娯楽)カラオケボックス	12	3	6	6	6	3	8	4	6	9	8	4	2	100.0	25.0	50.0	50.0	50.0	25.0	66.7	33.3	50.0	75.0	66.7	33.3	16.7	
31.(娯楽)漫画喫茶(ネットカフェ)	4	2	3	2	3	1	4	2	2	4	4	2	0	100.0	50.0	75.0	50.0	75.0	25.0	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	50.0	0.0	
32.(娯楽)ビデオレンタル	6	2	5	3	4	1	5	0	5	4	5	2	0	100.0	33.3	83.3	50.0	66.7	16.7	83.3	0.0	83.3	66.7	83.3	33.3	0.0	
33.(娯楽)ゲームセンター	2	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0	
34.(娯楽)その他娯楽(□)	11	7	10	7	7	5	9	3	9	7	7	3	0	100.0	63.6	90.9	63.6	63.6	45.5	81.8	27.3	81.8	63.6	63.6	27.3	0.0	
35.(警備・倉庫)警備	9	3	7	4	3	4	3	0	7	6	5	1	2	100.0	33.3	77.8	44.4	33.3	44.4	33.3	0.0	77.8	66.7	55.6	11.1	22.2	
36.(警備・倉庫)倉庫	18	6	13	12	8	4	9	3	13	10	11	2	3	100.0	33.3	72.2	66.7	44.4	22.2	50.0	16.7	72.2	55.6	61.1	11.1	16.7	

問5 労働基準法では、使用者は労働契約の締結時に労働者に対し、以下の内容を書面で交付することとされておりますが、あなたがアルバイトを始める前に具体的に明示された労働条件の内容は何ですか。

	n	契約期間	勤務場所・業務内容	時刻(～仕事が終わる)	始業時刻(仕事を始める)	休憩時間	無労働(残業)の有無	所定時間を超える(残業)の有無	に週(曜)日による(シフト表)	勤務する日(例: 月曜、水曜、金曜)	年次有給休暇の日数(有無を含む)	賃金の単価(アルバイト)	賃金の締日及び支払日	賞金の支払方法(振込か現金払い)	手続(自己都合退職、解雇事由)	退職に関する事項	覚えていない
37.(教育)学習塾(個別指導)	127 100.0	67 52.8	102 80.3	77 60.6	53 41.7	46 36.2	79 62.2	19 15.0	97 76.4	87 68.5	91 71.7	37 29.1	11 8.7				
38.(教育)学習塾(集団指導)	28 100.0	16 57.1	25 89.3	18 64.3	13 46.4	11 39.3	20 71.4	5 17.9	21 75.0	17 60.7	20 71.4	11 39.3	2 7.1				
39.(教育)学習塾(個別+集団指導)	30 100.0	16 53.3	25 83.3	17 56.7	12 40.0	9 30.0	18 60.0	5 16.7	26 86.7	22 73.3	21 70.0	8 26.7	1 3.3				
40.(教育)家庭教師	72 100.0	37 51.4	58 80.6	48 66.7	21 29.2	21 29.2	48 66.7	12 16.7	58 80.6	49 68.1	54 75.0	26 36.1	4 5.6				
41.(教育)試験監督	53 100.0	26 49.1	40 75.5	28 52.8	26 49.1	19 35.8	18 34.0	1 1.9	39 73.6	32 60.4	37 69.8	9 17.0	6 11.3				
42.(教育)その他教育()	27 100.0	10 37.0	21 77.8	16 59.3	11 40.7	9 33.3	17 63.0	4 14.8	21 77.8	15 55.6	18 66.7	5 18.5	3 11.1				
43.(通信・IT)インターネット関連	12 100.0	5 41.7	11 91.7	9 75.0	7 58.3	5 41.7	9 75.0	1 8.3	9 75.0	8 66.7	7 58.3	3 25.0	1 8.3				
44.(通信・IT)電話(コールセンター含)	16 100.0	11 68.8	14 87.5	11 68.8	7 43.8	5 31.3	10 62.5	5 31.3	12 75.0	12 75.0	13 81.3	7 43.8	2 12.5				
45.(通信・IT)ソフトウェア開発	2 100.0	1 50.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0				
46.(通信・IT)その他通信・IT()	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0				
47.(医療・介護・保育)医療機関	15 100.0	9 60.0	12 80.0	11 73.3	6 40.0	3 20.0	9 60.0	3 20.0	13 86.7	8 53.3	12 80.0	5 33.3	1 6.7				
48.(医療・介護・保育)介護施設	4 100.0	3 75.0	3 75.0	3 75.0	1 25.0	2 50.0	3 75.0	0 0.0	3 75.0	2 50.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0				
49.(医療・介護・保育)保育	8 100.0	5 62.5	8 100.0	7 87.5	3 37.5	3 37.5	5 62.5	1 12.5	6 75.0	5 62.5	6 75.0	2 25.0	0 0.0				
50.(建設)建築・土木	3 100.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	1 33.3	2 66.7	2 66.7	1 33.3	2 66.7	2 66.7	2 66.7	2 66.7	1 33.3				
51.(建設)測量	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0				
52.(建設)その他建設()	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0				
53.(製造)食料品	16 100.0	9 56.3	9 56.3	6 37.5	3 18.8	4 25.0	5 31.3	1 6.3	7 43.8	9 56.3	10 62.5	1 6.3	4 25.0				
54.(製造)自動車関連	4 100.0	2 50.0	3 75.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	3 75.0	0 0.0	2 50.0	2 50.0	2 50.0	0 0.0	1 25.0				
55.(製造)その他製造()	6 100.0	4 66.7	6 100.0	6 100.0	4 66.7	3 50.0	5 83.3	2 33.3	6 100.0	5 83.3	6 100.0	1 16.7	0 0.0				
56.(配送・引越)配送	9 100.0	5 55.6	7 77.8	4 44.4	4 44.4	4 44.4	4 44.4	2 22.2	6 66.7	5 55.6	5 55.6	1 11.1	1 11.1				
57.(配送・引越)引越	7 100.0	3 42.9	6 85.7	4 57.1	5 71.4	3 42.9	2 28.6	1 14.3	6 85.7	4 57.1	6 85.7	2 28.6	0 0.0				
58.(配送・引越)郵便局	10 100.0	8 80.0	8 80.0	7 70.0	5 50.0	5 50.0	4 40.0	3 30.0	7 70.0	5 50.0	7 70.0	1 10.0	2 20.0				
59.(イベント)イベント会社	69 100.0	31 44.9	45 65.2	33 47.8	27 39.1	28 40.6	36 52.2	3 4.3	51 73.9	43 62.3	42 60.9	16 23.2	4 5.8				
60.(官公署)国の機関	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0				
61.(官公署)自治体の機関	8 100.0	7 87.5	7 87.5	5 62.5	5 62.5	5 62.5	5 62.5	2 25.0	6 75.0	6 75.0	5 62.5	4 50.0	1 12.5				
62.(官公署)その他()	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	1 50.0	2 100.0	2 100.0	0 0.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0				
63.その他()	56 100.0	32 57.1	45 80.4	38 67.9	32 57.1	24 42.9	39 69.6	11 19.6	45 80.4	40 71.4	39 69.6	16 28.6	4 7.1				

問6 あなたが普段、実際に働いている（働いていた）時間について、該当部分を選択してください。（複数のアルバイトを同時に掛け持ちしている場合には合計を選択。休憩は除く。）
（働いている日数、時間が最も多かったときについてお教えてください。）

	n	3時間未満	3～6時間未満	6～8時間未満	8～10時間未満	10時間以上	勤務なし
1.月曜日	1000 100.0	134 13.4	367 36.7	119 11.9	38 3.8	19 1.9	323 32.3
2.火曜日	1000 100.0	124 12.4	394 39.4	100 10.0	46 4.6	21 2.1	315 31.5
3.水曜日	1000 100.0	130 13.0	364 36.4	125 12.5	44 4.4	16 1.6	321 32.1
4.木曜日	1000 100.0	125 12.5	374 37.4	110 11.0	48 4.8	20 2.0	323 32.3
5.金曜日	1000 100.0	128 12.8	369 36.9	133 13.3	52 5.2	23 2.3	295 29.5
6.土曜日	1000 100.0	65 6.5	273 27.3	267 26.7	168 16.8	73 7.3	154 15.4
7.日曜日	1000 100.0	53 5.3	197 19.7	247 24.7	149 14.9	69 6.9	285 28.5

深夜時間帯(22時から5時)の有無

	人	有	無
深夜業の有無	1000 100.0	403 40.3	597 59.7
1.月曜日	1000 100.0	225 22.5	775 77.5
2.火曜日	1000 100.0	228 22.8	772 77.2
3.水曜日	1000 100.0	206 20.6	794 79.4
4.木曜日	1000 100.0	225 22.5	775 77.5
5.金曜日	1000 100.0	264 26.4	736 73.6
6.土曜日	1000 100.0	306 30.6	694 69.4
7.日曜日	1000 100.0	217 21.7	783 78.3

問8 あなたはアルバイトによって、学業に支障が出た経験がありますか。ある場合は、具体的に状況を記載してください

	人	%
全体	1000	100.0
1 ない	822	82.2
2 ある→具体的に:()	178	17.8

問9 あなたは労働条件などに関して困ったことがあった場合、どうしましたか。(複数回答可)

	人	%
全体	1000	100.0
1 知人・友人に相談した	320	32.0
2 学校や職場の先輩に相談した	96	9.6
3 家族に相談した	236	23.6
4 大学に相談した	16	1.6
5 同僚に相談した	57	5.7
6 専門の相談窓口相談した(労働局、労働基準監督署)	7	0.7
7 専門の相談窓口相談した(労働条件相談ほっとライン※) ※厚生労働省の委託事業で行っている、平日夜間・休日に労働基準法など に関して、無料で相談を受け付ける相談窓口	5	0.5
8 専門の相談窓口相談した(自治体)	3	0.3
9 専門の相談窓口相談した(その他())	1	0.1
10 インターネットで調べた	101	10.1
11 自分で会社との話し合いの機会を持った	28	2.8
12 そのアルバイトを辞めた	107	10.7
13 その他()	3	0.3
14 何もしなかった	101	10.1
15 困ったことがなかった	385	38.5

問10 法律で決められている労働条件に関して、あなたが知っていることは何ですか。(複数回答可)

	人	%
全体	1000	100.0
1 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある	475	47.5
2 アルバイトでも、一定の条件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある	414	41.4
3 アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある	565	56.5
4 アルバイトでも、時間外労働(1日8時間を超えた場合など)や深夜労働(午後10時から午前5時)には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある	427	42.7
5 アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払われなければならない	435	43.5
6 都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない	641	64.1
7 事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない	222	22.2
8 アルバイト代を事業主が一方的に引き下げることはできない	248	24.8
9 アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定(「36(さぶるく)協定」)を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない	128	12.8
10 事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に30日以上前に予告するか、解雇予告手当(平均賃金の30日分以上)を払わなければならない	214	21.4
11 アルバイトでも、仕事によるけがは、労災保険を使う必要がある	323	32.3
12 アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる	264	26.4
13 何も知らない	129	12.9